

平成23年度第5回清掃審議会

会議録

平成23年9月27日(火)午後3時開会

会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟4階 7-405会議室

平成23年度 第5回清掃審議会会議録

日時 平成23年9月27日(火)

午後3時00分から

会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟4階 7-405会議室

出席委員 菅原会長、藤井副会長、菊野委員、小林委員、熊田委員、小松委員、
坂田委員、椎谷委員、高野委員、武田委員、橋本委員、山下委員
欠席委員 松原委員、竹林委員、内藤委員
事務局 泉環境部長、高井廃棄物政策課長、佐藤廃棄物対策課長
伊深廃棄物施設課長 ほか

1. 開会

斉藤廃棄物政策課長補佐(開会挨拶)

2. 資料の確認等

斉藤廃棄物政策課長補佐(資料の確認等)

3. 議事

「答申書(案)に対する意見等について」事務局説明

菅原会長：それでは、議事を進行させていただきます。よろしく申し上げます。

前回の審議会の最後に答申書(案)が事務局から示されましたが、その際の意見に基づき修正したものが9月上旬に各委員に送付されました。第4回で出された意見を含め、これまで委員から出た意見を事務局でまとめたものということです。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

高井廃棄物政策課長：それでは、説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。こちらは、去る8月24日に行われた第4回審議会でお示した答申案のたたき台に対し、委員の皆様からいただいたご意見をまとめた表となっております。そして、第4回のご意見を反映したものを9月上旬に委員各位に送付しましたが、その後いただいたご意見及び事務局による軽微な修正を反映したものが**資料2**になります。

それでは、第4回の意見等のまとめである**資料1**をご覧ください。事務局で修正した箇所がございますが、主として委員の皆様からいただいたご意見をまとめさせていただきました。表頭のページ番号等の順に説明をいたします。

まず1ページ目の**P3 2 (1)**と記載してある部分は、巻広域の分別制度についてですが、こちらは委員各位への答申書(案)送付後に修正しておりますので、後ほど**資料2**で説明させていただきます。

次のP 4 2 (2) の3 Rの部分ですが、昨今小型家電製品からのレアメタル回収が注目をされており。そして、審議の際にも事務局から発言させていただきましたが、この件につきまして、今後の検討として具体的な内容を書かせていただきました。

1 ページ目一番下のP 4 2 (2) については、これまでの審議でも議論された回収回数などの関係です。当初、高齢者にとって分かりにくいという書きぶりでしたが、高齢者に限らず単身世帯等にとっても分かりにくいというご意見がありましたので、追記させていただきました。

続いて2 ページ目をご覧ください。「また」以下の分別ルールの周知につきましては、他の都市から転入されてこられる方を念頭に、高齢者や単身世帯等含め、分別ルールを十分理解されていない方々にも工夫して、粘り強く周知していくという趣旨で追記させていただきました。

次に、P 4 2 (2) の環境教育関連の記載ですが、こちらも後ほど資料2 で説明をさせていただきます。

それでは、3 ページをご覧ください。P 5 2 (2) では、「環境問題に関心の低い層をはじめ」という記載を削除し、「市民が環境問題に関心を持てるような意識啓発を進める」という書きぶりに修正をいたしました。関心の低い層に対する啓発よりは、環境問題に関心がある層のすそ野を広げていくことが重要というご意見を受けて、修正したものです。

次の事業系ごみについてです。P 5 3 の見出し、「制度の効果的な周知方法の検討」は表現として不自然でしたので、ご指摘を踏まえて修正をいたしました。

また、その次のP 5 3 では、藤井委員から、企業の社会的責任の重要性が増しているということを追記してはどうかというご提案がありました。この修正は、申しわけありませんでしたが、委員送付の答申書(案)の段階では反映漏れとなっておりましたので、今回の資料2 で追記させていただきました。

さらに、同じ箇所、コスト面でのメリットが生まれる方法を提案していくというかたちで、前回の審議会における答申書のたたき台(第4回資料4)では仮定形で表現をしていた部分、ご意見に基づき修正しました。

続いてP 6 3 は、事業系ごみの産業廃棄物の混入防止施策の書きぶりの修正です。当初は、排出事業者が本来の処理費用を負担し、ごみ減量意識を高めてもらうという記載でしたが、改めて内部で議論したところ、表現が分かりにくいという意見があったこと、また、処理施設では事業系ごみは産廃と事業系一廃の混合物として搬入されている現状を踏まえ、産廃の搬入規制を強化することも重要ですが、それ以上に事業者に対する分別指導が重要であろうという考えを加え、修正したところです。

次に4 ページをご覧ください。資料1 の4 ページですが、その他の諸課題として、「大規模災害に備えた事前の体制整備」、「収集・処理体制の整備」につきましては、第4回の審議を踏まえ、新しく追記しました。

P 6 4 (1) ですが、事務局からの災害対策に係る説明において、椎谷委員からトイレ対策における子供や乳幼児への配慮を追記してほしい、また、小松委員からは、計画策定においては縦割りにならないようにしてほしいというご意見がありましたので、これを盛り込んでおります。

また、P 6 4 (2) の「収集・処理体制の整備」については、焼却施設の統廃合により市

民の利便性の低下を招かないようにすることが重要、という藤井委員からのご意見がありましたので、「市民の利便性確保を優先する」という文言を盛り込みました。

さらに、収集運搬距離の増によるCO₂排出量の増加や搬入される施設周辺住民に迷惑をかける懸念がある、といったご意見をいただきましたので、収集運搬の効率化を図るといった内容を盛り込みました。

それでは、次に資料2をご覧ください。

9月上旬に委員各位へ答申案を送付いたしました、その後いただいたご意見を反映したものが資料2になります。修正箇所、ご意見については、右側のコメント欄に記載しております。事務局による軽微な修正の説明は省略させていただきますので、ご了承ください。

なお、コメント欄のコメント番号は、パソコンのシステム上、事務的に記入されるもので、番号については特に意味はございませんが、説明の都合上この番号を使う場合もございますので、よろしくお願いします。

まず資料2の1ページ目、コメント番号でいくと21番のところになりますが、従前は、「市民感覚も踏まえた」という表現になっておりました。しかし、広く市民の立場で審議をし、意見を行政施策に生かすという清掃審議会の設置目的から考えると違和感を覚える表現ではないかというご指摘がありましたので、「市民の立場で」と表現を改めました。

次に、2ページ目のコメント番号でいうと22について、「中国など新興国」という表現がされておりましたが、昨今の状況を踏まえ中国を新興国と表現するのはいかがかというような意見がありまして、事務局で削除をしました。

また、この文章の中の3段落目のコメント23については、コメント欄に記載のとおり、菅原委員のご意見を踏まえて修正をしたものでございます。

次に、このページの最終行における文末表現ですが、熊田委員からご意見をいただきました。第4回でお示したたたき台では、「～と考える」といった文末表現が多かったのですが、コメント欄に記載したとおり、断定形で表現しても差し支えないと考えられる箇所については、幾つか修正している箇所がございます。ということで、「見直すべきである」と、少し強めに書きぶりを修正しております。

続きまして3ページをご覧ください。3ページの(1)後段の巻広域における分別制度に係る記載です。第4回の審議において表現が弱いといったご意見をいただきました。これに基づき、この文章の「今後」の後に、「この取り組み成果等を踏まえ、早期に分別統一が達成できるよう、より一層の住民理解の促進に努める」という表現に改め、分別統一を目指すという考え方を書き込みました。

また、委員各位への資料送付後、熊田委員からコメント26に記載したとおりのご意見をいただきましたので、これを踏まえて、「地域住民の再資源化への理解が徐々に広がっていると認識し、その努力を」という表現を追記しております。

次に4ページをご覧ください。4ページの「農業分野とも連携した生ごみ減量施策の調査・研究」の部分ですが、文末表現について、熊田委員から、従前の表現から後退しているのではないかというご意見をいただきました。これにつきましては、コメント欄に記載しているとおり、「土壌や水質の悪化についても留意する」という表現で、慎重な処理を行うことなども含意しておりますので、表現が後退した趣旨ではないという考えでございます。

次の「地域の催し等と連携した幅広い年齢層への環境教育」の部分につきましては、第4回の審議会で見出しの記載、「イベント等と連携した」という表現が日本語として不自然ではないかというご意見をいただきましたので、記載のとおり修正しました。その後続く文では、ごみ処理への理解を深めるために有効な手法は施設見学であるというご意見を踏まえ、より具体的に、「資源化処理工程の映像化」といった表現に修正しました。

さらに、委員への資料配付後、「施設見学が最も有効」と記載しておりましたが、熊田委員からのご意見で、「最も」を削除し、「有効な手段と考える」としております。

そして、同じ箇所2段落目ですが、指定ごみ袋有料化による市民還元事業の1つである地域活動補助金を使い、環境関連以外の団体も環境に関する事業を行うようになっている状況であり、そのような取り組みを引き続き後押しし、ごみ処理に関する理解の促進を図ることが重要ではないかというご意見に基づき、追記しております。

続きまして6ページをご覧ください。6ページの大規模災害について、先ほど資料1の4ページで説明しましたが、第3段落目の記載については、委員への資料送付後、小松委員の指摘では、「縦割りに陥ることなく」という表現でしたが、再度検討した結果「市の組織全体で連携をとり」という表現に改めさせていただきました。

次の「収集・処理体制の整備」の中で、コメント217の欄に記載のとおり熊田委員からご意見を賜りましたが、稼働率の低下に伴う統廃合の必要性については、当審議会でご概ね了承を得られていると認識しております。ただ、資料1の4ページで説明したとおり、統廃合を進めるに当たっての留意事項としてのご意見がいくつかありましたので、それらを盛り込ませていただきました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

菅原会長：どうもありがとうございました。

それでは、現在お手元にあります答申書（案）について審議をお願いしたいと思っております。修正意見等を反映していると思いますが、その結果について、あるいはまた説明を聞くことがありましたら、忌憚ないご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

「答申書（案）に対する意見等について」質問・意見等

菅原会長：今気がついた点が2点あります。1つは、コメント22の「新興国」を外したというところですが、この趣旨が、これからさらに経済発展するような国々（エマージングマーケット：中国、インド、ブラジルなど）ということであると、新興国といってもそれほど違うということでもないような気がします。このあたりを考えていただきたいと思っております。

それから、3ページの「地区住民の再資源化への理解が徐々に広がっていると認識し、その努力を評価する」というのは回りくどいというか、もう少しこなれた表現がないかなという感じがします。「～モデル収集の取り組みが進んでいることは、理解が広がっていると認識し、その努力を評価する」というのは、ちょっとかたいというか、上から目線になっている感じをうけます。

他に何かございませんか。熊田委員の意見で取り入れられた部分と、それから、当初の文のままでもいいと判断している部分がありますが、これについては熊田委員から何かご意見はありますかでしょうか。

熊田委員：今回市長から諮問された答申書に対して、今日が最終ということで審議会の委員としてしっかりみていかなければいけないと思い、細かくチェックしたり、いろいろとコメントさせていただきました。

今、会長がおっしゃったこの部分に関しましては、特に文章にこだわるわけではなくて、巻広域で努力して頑張っているという意味の文章になればいいという考えでしたので、もう少しこのあたり、会長がおっしゃるようにやわらかい表現になったほうが良いと思います。

菅原会長：分かりました。他の部分でのご意見はありますか。

熊田委員：では、私がコメントした部分に関して申し上げたいと思います。

今のコメントが26で、その次のコメント28ということで4ページの 番「農業分野とも連携した生ごみ減量施策の調査・研究」の最下部で、「堆肥化を行う場合は土壌や水質の悪化についても留意する必要がある」という部分について、前回の審議会の資料では、この部分が、「汚染につながらないよう慎重な処理等に注意すべきである」という表現だったと思います。この「留意」という言葉は、注意という言葉とほとんど意味合い的には同じなのでしょうが、どちらかというところ「注意」より少し軽いというか、心に留めて忘れないようにするというような意味合いが強いかなと思いました。注意というと、警戒とか用心することで、さらにそういった注意を強く求めるような言い方のほうが適切ではないかと思い、ここに修正理由ということでコメントしました。これは藤井副会長のご発言ですけれども、少し記載が簡単になったというか、軽く表現されているような気がしますので、もう少し考えた方がいいのではと思いました。

その次、コメント29は、「最も」から「有効な」ということで、こちらのほうが適切だと思います。

それと、6ページのコメント217の、「収集・処理体制の整備」の4行目の「施設の統廃合を着実に進めていく必要がある」という部分について、前回の審議会では、今日いただいた議事録等を見ましても、かなりいろいろな懸念をもっておられたり、様々なことが危惧されたような意見が多数出ているかなと感じました。一方で、このような表現をされますと、審議会が全員一致で施設の統廃合を推し進めていく、または認めているという感じにとられたものですから、それは少し違うのではないかなという気がしました。

第4回の審議会の資料4別紙2というのを皆さんお手元にお持ちでしょうか。こちらの「焼却施設の今後の方向性について」の「2 方向性を検討するに当たっての視点」の中で、「焼却施設の統廃合などにより、収集運搬業者が遠方の施設まで運ぶことで定着している収集運搬時間（曜日）の変更が生じることなく、また施設への直接搬入ができなくなり、利便性が低下することがないように、できるだけ市民に迷惑をかけないことを基本としながら、施設の稼働状況、老朽度、災害時の対応等を総合的に勘案し、検討を進める」とあります。こういう表現で、統廃合されてもそんなに心配ないという、より丁寧な感じの文面になっているのですが、答申書では「統廃合を実施するに当たっては、市民の利便性を確保していることを優先しつつ進めていくことが重要である」、この2行でくられてしまっているため、果たしてこの言い方でいいのかという気がしました。

個人的には、審議会は施設の統廃合について全員が賛成という感じではなくて、今はまだ検討段階という感じで、果たして統廃合したらどうなるのだろう、市民に迷惑をかけないことを基本としながら、本当にこんなことがうまくいくのだろうか、といった危惧もあるなかで前回の会議が終わったような気がしていたので、このようなコメントをさせてもらいました。この件についてはほかの委員の方からもご意見等をお聞きしたいと思っております。

菅原会長：大きな部分としては最後の諮問事項でないところなのですが、審議会で本当にきちっと詰めたという、私も会長として自信はありません。確かに熊田委員がおっしゃるように、内容としてとりまとめきて、資料としてまとめられているものから一步踏み込んだ表現になっているかと思えます。そのあたり、少し調整といいますか、ここで考えたほうがいいのかという気がしました。

ほかの点でもよろしいのですが、この点に関してご意見ありますでしょうか。熊田委員から、ほかの委員の方のご意見も伺いたいということでしたので。

藤井委員：2点ございます。農業分野とも連携した生ごみの堆肥化ですが、これについて私が発言させていただいた趣旨は、最近、生ごみの堆肥化というのは、ある種ブームと申しますが、非常にいい傾向ではあるものの、全国的にも新潟も、農地の高窒素化というのがある意味問題にもなっているわけで、本当にきちんとした完熟堆肥というのが、製品のJAS法に則った堆肥化というのが課題になっています。そういう意味では、いろいろな堆肥づくりがなされていることは大変結構なことですが、どうしても完熟でないものを、不法投棄とまでは言いませんが、そういうものが野ざらし状態になっていて、地域で問題になっているというのも多々見受けられます。

ですから、どちらかというと、ごみの処理とか減量化ということが切り口で農地へ還元することになりますと、このあたりに大変注意が必要だという意味です。環境保全型農業とか自然農法、有機農法とかいろいろなやり方があり、そういうものとまた切り口が違うわけで、注意しなくてはいけないなということでございます。

その趣旨は答申書にも反映されていると思いますが、どちらに力点を置くか。いわゆる農地の有機化と申しますが、そういう土壌づくりということに重点を置くのか、ごみの処理ということに重点を置くのかによって表現が違ってくるのではないかと思います。ここはあくまでも生ごみの減量施策ということの切り口だと思います。

もう1点、統廃合ですが、私も施設の実地見学とか、今、熊田委員がおっしゃったような形で実態を調べながら、その有効性とか地域での役割とかあるかと思えます。新潟市の清掃、施設の稼働率とか、維持管理費、そういうものは大きな問題でしょうが、清掃審議会の論議の過程の中では、このように統廃合するということを決定したとまではいえないというか。ただ、それは大きな問題ですねという認識はしていく必要があるのだろうと私は思います。

菅原会長：どうもありがとうございました。ほかにご意見ございますか。

藤井委員、副会長と熊田委員の意見だけですが、かなり本質を突いていると思います。例えば、4ページの の表現も「悪化についても留意する」というのではちょっと弱過ぎて、藤井委員の

意見が十分反映されていると思えないところがあるので、もし書くのであれば、「土壌や水質の悪化については十分注意する必要がある」とか、そのぐらい書いておかないと趣旨が伝わらないのではないかと。「～も留意する」のではなくて「について十分注意する必要がある」というと、堆肥化という問題でも多角的に考えなければならない、安易に考えているいろいろな問題を抱えるおそれがある、と受けとられると思うので、そのような修正が必要と感じます。

それから、統廃合の記載については、私も同意見でございます。問題があるということは確かに指摘されて、考えなければならないわけですから、「着実に進めていく必要がある」というと、ちょっと強過ぎるので、「統廃合を進めていく必要があると思われる」と。ただし、その場合にはどの程度具体的に盛り込むかどうか、ともかくいろいろな問題、利便性の確保ということをもう少し具体的に触れていいと思います。かいつまんで、こうした問題をあわせて考えて、その具体的な案を作っていくべきである、そのようなことが少なくとも審議会の内容だったのではないかと理解しています。

今の記載ですと、着実に進めましょうということが最初に出ています。もちろん、そういう必要性があることはある程度理解していくとともに、同時に、それを進めていくためには、それを総合的にうまく考えて、具体的な案をつくってほしいという、そういう感じですね。

こと関連して、また、別のところでも構いませんが、何かご意見があればお願いします。

菊野委員：最後の7ページの「おわりに」のところですが、最後の行についてです。「市民や事業者への周知方法などについて」というところで、事前にお伝えしておけばよかったのですが、「よりきめ細かで丁寧な対応を望む」という表現になっているのですが、これを「分かりやすく、効果的な周知方法、対応を望む」というように、もう少し具体的に明記してはいかがかという考えです。

理由としましては、これまでも十分にきめ細かに、そして丁寧に周知に向けて市として取り組んでおられたと私は思っております。ただ、それが余りにもきめ細か過ぎるがゆえに分かりづらかったり、丁寧過ぎるのでかえって混乱してしまったり、一步踏み込むことができなかつたりということになりかねないような必要があると思います。前段のところでもいくつかそのような表現が使われていると思います。「取り組みやすく」ですとか、「効果的な」「有効な」というような表現が使われているので、最後もそのようにしたらいかがかという意見です。

菅原会長：この点についてはいかがでしょうか。

私の意見を言わせていただきますと、菊野委員に賛成です。やはり、きめ細かで丁寧というのは、割と切り口上といたしますが、結局何をいつているのかよくわからないことになる。「おわりに」の前の答申の中身でいろいろと具体的な言葉が使われているのであれば、そのほうが意味のある表現になるのではないかと思います。

言いかえるとどのような表現が適切か、もう一度確認の意味でお願いします。

菊野委員：「取り組みやすく」でもいいかと思ったのですが、その前段で「取り組むことを期待する」という表現がありましたので、「分かりやすく、効果的な」というものでいかがでしょうか。

菅原会長：ほかに何かご意見はありますか。資料1で坂田委員の意見に対応したとか、副会長や小松委員などがご意見を出されて、大体これで反映されているということによろしいでしょうか。

高井廃棄物政策課長：今までのことを整理したいと思いますが、まず、3ページ目の巻広域地区の取り扱いの部分で、「モデル収集の取り組みが進んでいる」といいつつ、「拡がっていると認識し」ということで、少し表現がくどいという感じです。この部分、熊田委員は、もう少し巻地区の人たちの努力も表現してほしいというご意見だと思うのですが、菅原会長のご意見を踏まえるような表現が適切でしょうか。

橋本委員：この部分について、努力しているのは地区住民なので、「地区住民の努力により再資源化の理解が拡がっている」という意味なのでしょう。努力している主体は地区住民でしょう。だから、地区住民が努力しているという感じにすればいいと思います。「地区住民の努力により再資源化の理解が拡がっている」と。

菅原会長：その部分を、「進んでおり」とつなげたらどうですか。「取り組みが進んでおり」、「このように」を入れるかどうかはともかく、「地区住民の努力によって再資源化への理解が徐々に拡がっている点を評価する」というようにすれば、文章としては流れている。

藤井委員：それこそ、菊野委員のおっしゃるように、分かりやすくというのが大事だと思います。「モデル収集が地区住民の努力によって進んでおり、今後この取り組みの成果等を踏まえ」ということで、努力が進んでいるということではないのですか。評価というと、さっきおっしゃったように上から目線なので、「モデル収集が地域住民の努力によって進んでおります」ということでどうでしょうか。

高井廃棄物政策課長：そうしましたら、「なお」以下ですが、「巻広域地区におけるプラスチック製容器包装のモデル収集が地区住民の努力により進んでおります。今後、この取り組み成果を踏まえ、早期に分別統一が達成できるよう、～」と流れたらどうかということですね。それでよろしいでしょうか。

泉環境部長：さきほど藤井委員がおっしゃったように、「地区住民の努力により」ということと、再資源化を入れてください。それを入れないと、何でプラスチックを収集しているのか理解できませんので、それを入れていただきたいと思います。

高井廃棄物政策課長：「再資源化が進んでいる」と。

次に、4ページの農業分野の部分ですけれども、ごみの減量化に力点を置くのか、土壌の汚染等そちらに力点を置くのかということですので、前の表現ですと、「土壌や水質の汚染につながらないよう慎重な処理等に注意すべきである」という表現でした。これについては、現在の表現よりも前の表現のほうが適切だということによろしいのでしょうか。

藤井委員：前の表現のほうがいいですね。前の表現は、何でこのような表現になったのでしょうか。私が発言したのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：「汚染につながらないよう慎重な処理等に注意すべきである」というのは、藤井委員がおっしゃった部分です。

橋本委員：この点について、注意するのは誰になるのでしょうか。それによって書き方が変わると思うのです。住民にしてもらうのであれば、教えるという書き方だし、業者がやるのであれば、別な書き方になると思います。注意する主体は誰になるのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：ここは家庭系ごみの部分でいっています。

橋本委員：やはり一般ですね。

高井廃棄物政策課長：はい、一般の方ですね。

橋本委員：そこに情報を流すというイメージにしていけないと、住民は注意しないと思います。そのような書き方が必要ではないでしょうか。それによって汚染を防ぐというように、注意する主体は誰かだと私は思うのです。

泉環境部長：「促す必要がある」ということでしょうか。

高井廃棄物政策課長：注意すべきだというと、だれがということになるので、「処理を促す必要がある」ということでどうでしょうか。

泉環境部長：促すのは行政側になって、受け取る側は住民という認識。「注意」という言葉はとってしまいませんか。

高井廃棄物政策課長：「土壌や水質の汚染につながらないよう慎重な処理等に注意すべきである」という部分が最初なのですが、「慎重な処理等に注意するよう促すべきである」といった表現でしょうか。

藤井委員：これ、基本的には前段の4～5行が本文でして、要するに農業サイドと連携してごみの堆肥化をやっていくということがメインです。したがって、ここの部分は「なお」書きですから注意しましょうということで、余りこだわらなくていいのかと思いますが。

高井廃棄物政策課長：であれば、もとの文に戻していいでしょうか。では、「慎重な処理等に注意すべきである」ということで修正させていただきます。

それと、次が6ページの施設の統廃合についてです。「着実に進めていく必要がある」と断定す

るのは、この審議会としてはどうか、というご意見がいくつかありましたので、「着実」はとって「進めていく必要があると考える」という表現でどうでしょうか。

菅原会長：それでいいのではないのでしょうか。統廃合を進めるにあたって、その後に「なお」でさらに条件が加わったら、必要な代替案を考えていく、ということにもつながりますので。

高井廃棄物政策課長：そうですね、分かりました。それと、7ページについては先ほどのご発言のとおり、最後の「より分かりやすく、効果的な対応を望むものである」ということでよろしいですかね。

菅原会長：はい。それと、最初の巻広域の修正の際の発言では、です・ます調になっていましたが、語尾は統一してください。

高井廃棄物政策課長：「再資源化が進んでいる」ですね。

泉環境部長：それから、7ページの最後で菊野委員がおっしゃった部分ですが「対応を望むものである」の、「対応」という言葉はすごく役所的な言葉です。何をいっているかというところ、「周知方法などについては～対応を望むものである」というところに、「より分かりやすく、効果的な」というところを「かつ」で結んでしまうと、「より分かりやすくかつ効果的な手法であり」となります。「周知方法」が主語になっているから、説明であったり、手法であったり、方法という言葉は再度使うようにしないと、どうも対応という言葉だと、分かりにくい。何を主語にしているのか分からないと思います。

役所的な内容になりますので、「周知方法などについては、より分かりやすい対応」ということになるのか、「分かりやすい方法を探る」とか、「分かりやすい説明をする」ということになってきて、「丁寧な対応」につながってくるような感じなので通じる。ですが、「分かりやすく、効果的な」というのは、説明なのか、手法なのかというところをはっきりさせていただかないといけません。対応だけではいけないと思いますので、「説明などについて、より分かりやすくかつ効果的な説明を望むものである」ということでよろしいでしょうか。それとも、「対応」のままでいいですか。

菅原会長：今、部長のおっしゃったことでいえば「周知方法などについて」と「方法」が入っているからまずいですよね。だから、「方法」をとって「市民や事業者への周知などについては、より分かりやすく、効果的な対応を望むものである」としたほうがよいと思います。「説明」というと、何か文章だけなのですが、実際の周知はそれこそイベントをやるといったことも含むわけですね。文章を作って、その文章の中身の説明を考えるということではなく、どのように周知していくかとか、もっと広いですよね。それから、こういう事業で周知していきましょとか、別の部門にも行って相談しましょとか。ですから、「説明」よりも「対応」のほうが広いので、前の「方法」をとったほうがよいのではないのでしょうか。

泉環境部長：そのように修文します。

藤井委員：よろしいでしょうか。質問を含めてなのですが、最後の2～3行は大事だと思います。このような施策を実施する場合は、「協働力」ですよね。「協同」というのは協同組合の協同ですが、どこかで協同という記載もありましたよね。

そのような意味で質問ですが、4ページの農業分野のところ、真ん中ほどに、「農業行政サイドとも連携を図りながら」という言葉があります。それと、6ページ4.(1)にも「市の組織全体で連携をとり」とあります。これは、小松委員がおっしゃった意見も反映されていると思うのですが、要するに、縦割りでない、全体でやってくださいよということで、大変分かりやすく結構だと思います。しかし、行政の方々というのは、環境部とか農林水産部は内部で「連携」という言葉が使われますが、例えば、いろいろな違う立場の方々がそれぞれの持ち味とか力を、役割分担のうえでの連携というのは分かるのですが、市の組織の中で連携ということはある意味当たり前ですよ。

ですから、最後のページの7ページのところは、市役所全体で取り組むことを期待するものである。だから、これはある意味普通の言葉だと思いますが、市役所の職員の方々が連携というのはどうかと思います。

それから、1つお聞きしたいことがあって、ここでNPOとかNGO、そういう方々と連携をして、協働力でこれは取り組むべきだと思います。特に大規模災害に備えた事前の体制整備ということであれば、そういう表現があってもいいのではないかと。市の組織全体で連携というのは、「連携」がなくてもいいと思います。「市の組織全体で、真に実効性が確保された体制が整備されることを期待する」で十分通用するし、このほうがいいという気がします。むしろNPOとかNGOとか協働力というのを載せたほうがいいのではないかと思います。

菅原会長：今の副会長の意見を反映させるとすれば、「市の組織全体、さらにはNGO、NPOと連携をとり」ということになりますね。そのほうがいいかもしれないですね。大震災のときはまさにNPOなどと連携してやっているのです。

高井廃棄物政策課長：「連携」という言葉は庁内的にもよく使いますが、どちらかという組織横断的に連携するとか、そんな使い方をする場合があります。ただ、今おっしゃられたように「市の組織全体で」という表現で十分意味が通じると思います。また、「連携」を入れると、逆に行政が作った文書のようなになる。行政目線という感じもあるので、とったほうがいいのではないかと思います。また、「市の組織全体で、さらにはNPOなどと」という記載になるのでしょうか。NPO、NGOとの連携をというのここに入れた方がいいのでしょうか。

藤井委員：あったほうがよいのではないかと思います。大災害時はそうですね。

泉環境部長：「さらに、今後災害廃棄物対策やトイレ対策を見直す際には、市の組織全体で取り組み、さらにはNGO、NPOとの連携をとり、真に実効性が確保された～」文章的には通じると思います。

菅原会長：ただ、ここは災害廃棄物対策とかトイレ対策ですね。そうすると、やはりNPOは別なのではないかと思われま。もちろん関連はするのですが、これは主として行政が主役になっている事業でしょう。だから、この「連携」をとって「市の組織全体で真に実効性が確保された」でよろしいのではないですか。

そうすると、今の藤井委員の発言の関連で、4ページの「農業行政サイドとも連携を図りながら」の部分は必要なのですか。

藤井委員：要するに、農協さんとか、農業団体も入っているというイメージですね。

菅原会長：一つ一つ吟味していくと難しいですね。

坂田委員：質問なのですが、7ページのところに「おわりに」とあるので、4番の「その他の諸課題」については「おわりに」とあって、4番についてのまとめがあるのですが、ほかのところはこういう形はとらないのですよね。この「おわりに」というのは、「その他の諸課題」についての「おわりに」ということですか。

菅原会長：いえ、答申書全体についての「おわりに」です。

高井廃棄物政策課長：「はじめに」に対応して「おわりに」という形に。

坂田委員：ということは、これは災害時だけでなく、全体の「おわりに」ですね。

高井廃棄物政策課長：そうです。

坂田委員：はい。わかりました。ありがとうございました。

椎谷委員：6ページのトイレの部分で乳幼児を入れていただいたというのは非常にありがたいと思っています。言葉が入っていることによって、意識して考えてもらうという意味で非常にうれしく思います。

3ページと4ページで、少し私の記憶が薄れてしまっていて、議論があったかどうか分からないのですが、転入者についてです。例えば大学生ですとか、一般の方でも、外から来られた方という部分は3ページと4ページの「高齢者や単身世帯等」と書いてある部分に「転入者」と入ることは可能なのか、お聞きしたいのです。

というのは、県外の大学の先生とごみについてお話をした際に、新潟市はリサイクルとか分別が日本で3位(50万人以上の都市でリサイクル率が第3位(平成21年度環境省調査))で、すごく評価が高いということをお聞きしました。今既に住んでいる方々は非常に意識が高くて、分別に関しても非常に理解している。しかし、新しく入ってくる方にとっては、もしかしたら分かりづらいのではないのかと思ひまして、ここには、市民だけでなく、「転入者」という部分を入

れてはどうかのかなと思ったのですけれども。

菅原会長：3ページというのはどこですか。

椎谷委員：3ページは2の「分別区分について」で、「一方で、市民にとってより分かりやすい」と「市民」になっているのですが、ここに「市民や転入者にとってより分かりやすい」というのと、4ページにありますの「高齢者や単身世帯等」に、「高齢者や単身世帯や転入者」というように、表現として果たして正しいかどうか分からないのですが、引っ越されてきた方という趣旨を入れておくといいのではないかと思います。

私も実際娘が県外に行ったときに一番困ったのが、ごみの分別だったのです。ずっと新潟に住んでいて、引っ越したときに、ごみがよりわかりやすく書かれているかどうかというのは私も心配だったので、転入者を一言入れることによって、転入者にとってもわかりやすいものを作っていたのではないかと思います。

熊田委員：今、椎谷委員のおっしゃった意見は、本日の資料1の2ページに、前回の審議会で出た私の発言として、修正理由・意見というところに、一番上段に「他都市からの転入者をはじめとした、分別制度を十分理解していない層に対する周知に係る記載が抜けているため、記載した方がよい」という意見が記載されています。これをうけて、修正後ということで答申書の4ページののところ、「また」という部分以下に、確かに「転入者」という文言が入っていないものの、転入者というのが十分理解していない層ということで、記載されています。このあたりで少し分かりにくいかなという感じはしました。

菅原会長：今のお話で3ページのところは必要ないと思います。ここは、全体の流れでいうと、分別区分を減らしていくという視点もある、という指摘に対する内容ですので、そこは余り細かに記載する必要はなく、分別の周知についてより積極的に記載しているところが、4ページのところです。4ページのは、確かに椎谷委員のいっているように「転入者」という言葉が使えるのであれば、ここは「転入者」と入れたほうがいいのではないかと思います。それは具体的に、高齢者とか単身者、それは全員が全員ではないのですが、そういう人たちがわりと分かりにくい具体的な層なのではないか。それをまとめて、最後で「また」で、「十分理解してない層」ということなのですが、少しくどいようですけれども、分かりやすくなるかなと思います。

確かに、大学の周りで非常に頭が痛い問題として、いつも学生の分別違反についていわれている。要するに、4年間新潟に住んで、いなくなるため分別を覚えられない、ということは非常に問題だといつもいわれています。「転入者」という言葉が使えるのであれば、ここに入れてよろしいかなという気がします。

高井廃棄物政策課長：「高齢者や単身世帯、転入者等～」に修正しましょうか。

泉環境部長：あと残っているのは、2ページの新興国の部分です。菅原会長のおっしゃるとおり、COP17では中国、インド、ブラジルは新興国で、最近でも使われている言葉だという認識があ

ったものの、GDP 2位という状況もあり、あえて外しました。

菅原会長：その理由がいま一つぴんときないですね。

高井廃棄物政策課長：元に戻しますか。

菅原会長：学会とかマスコミでも中国は一応新興国という扱いです。新興国だけどGDPは2位だという状況ではあります。

高井廃棄物政策課長：これも復活ということで。

菅原会長：それではよろしいでしょうか。大分時間も迫ってまいりました。

それでは、一応今の審議に基づいて最終的な答申書として修正することにしてまいります。その間少し時間がかかりますので、事務局からごみ・資源の持ち去り禁止条例について説明してもらうことになっておりますので、説明をお願いいたします。

「ごみ・資源の持ち去り禁止条例について」事務局説明

佐藤廃棄物対策課長：それでは、廃棄物対策課が所管しますので、廃棄物対策課長の佐藤からご説明させていただきます。

資料3をごらんいただきたいと思います。「ごみ・資源の持ち去り禁止条例について」ということで、正式には「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正」という形で改正しています。

去る6月議会において、市が認めた業者・人以外がごみ集積場に出されたごみや資源を持ち去る行為を禁止し、禁止命令に従わず再度持ち去り行為を行った人に対し、罰金が科せられるよう条例の一部を改正しました。

その条例改正内容と罰則の適用の中身につきましてご報告させていただきます。まず、今回改正をする背景ですが、新ごみ減量制度移行に伴いまして、高品質なりサイクルを目指して分別していくこととされました。市民の皆さん資源とごみを分別していただいているわけですが、お金になる資源物がきちんと分けられたことで、持ち去られやすくなり、持ち去り行為そのものが目立つようになったという状況です。

これまで、私ども職員と自治・町内会とで連携し、早朝パトロールを行ったり、あるいは、平成22年2月から民間警備会社によるパトロールなどの委託を行いまして、順次防止策を強化してまいりました。しかし、なかなか歯止めがかからず、また、ごみ集積場を管理する自治・町内会の方々と持ち去り行為者との間でトラブルも発生するような状況もあり、市民の皆さんからは、ごみが出せない、怖いというような不安の声が上がってきているという現状があります。

そのため、今回の条例改正の目的ということで、**資料3**の一番上に記載のとおり、市民の分別意識の減退を防ぐとともに、安心・安全なごみ出し環境を確保するということを目的に改正したところです。

条例の概要でございますが、今回の条例改正は罰則つきの改正です。罰則を適用させ、持ち去

り行為に対する抑止を図るために、まず持ち去り行為とはどういうものかということ特定する必要があり、どこから、だれが、何を持ち去るかという点を定義しています。

条例の第17条第2項のごみ集積場の定義の部分で、どこからということをもまず定義し、ごみ集積場を市民が家庭系廃棄物を排出する場所として定義しました。

それから、第18条第1項におきまして、市及び規則で定める者以外の者がごみ集積場から家庭系廃棄物を持ち去ることを禁止しています。

規則で定めるものとして、市から家庭系廃棄物の収集運搬を委託された者、それから集団資源回収団体及びその収集業者、その他市長が必要と認めた者ということで、例えば、違反ごみを処理するごみ当番の方や、誤ってごみを出して自分で持ち帰るといったような市民の皆様を想定して対応しています。それと、集団資源回収の団体について、ごみ集積場を使って集団回収を行っているところもありますので、そういうごみ集積場から持ち去る行為を、指定する者の中に含めさせていただいたということでございます。

あとは、何を、というところですが、ごみ種を限定する考え方は、今回、パトロールで調査した中において、あるいは情報をいただいた中で、缶とか燃やせないごみの持ち去り行為が非常に多い状況です。単に資源ごみというところではなかなか持ち去り行為を限定できないことから、ごみ集積場に排出された燃やすごみ、燃やせないごみ、資源物など、すべての家庭系廃棄物を対象とさせていただいています。ごみ集積場から市が指定した者以外の者が家庭系廃棄物を持ち去る行為を特定し、それを禁止する形にしています。

次に、第18条第2項において禁止命令という形で規定し、市長は、持ち去りを行った者に対して、持ち去り行為を行わないよう命令することができるように規定しています。

そして、罰則については、条例49条、50条で禁止命令に違反した者及び責任を追及できる法人または個人に対し、法的措置を講じることができるように20万円以下の罰金を規定しています。この罰則は、平成23年11月1日から適用する形にしております。

下の図は罰則適用のフロー図です。まず、市民の皆様からは電話などで持ち去りの通報を寄せていただくようお願いしています。そして、通報のあった地域、場所など、市の職員が持ち去りのあった地域をパトロールし、パトロールで持ち去りの現場を確認して、最初は口頭で注意する。それでもやめない場合は警告書を本人に受け渡す。その後も同一の持ち去り者が再度持ち去り行為を行った場合、文書による禁止命令書を交付します。禁止命令を交付したにもかかわらず、さらに持ち去り行為を職員が現認した場合には、2回目の禁止命令を交付するとともに、所轄の警察署に告発を行うこととなります。警察の調査の後、警察署に送検されて起訴される。起訴されると、裁判で有罪になれば罰金刑が確定することとなります。

私どもとして一番注意していきたいのは、市民の皆様には、市報にいがたやサイチョプレスなどを通じて声かけをしておりますが、持ち去り行為を発見した場合は、持ち去りの当事者に声をかけすることは、非常に危険な行為なのでやめていただきたいというお願いをしています。持ち去り行為を発見した場合は、車両の特徴やナンバー、ごみ集積場の場所、あるいはその時間帯などの情報を、私どもの廃棄物対策課、あるいは区役所の区民生活課にお知らせくださるようお願いしています。

このような形で今、順次対応しており、罰則が適用される11月1日に向け、早朝パトロールを行っており、今後も取り締まりの強化を図りながら持ち去り行為そのものをなくなるように進

めたいと思っております。

以上が、持ち去りに禁止条例に対する説明ということでお話いたしました。

泉環境部長：佐藤課長が説明したように、実はこれを条例化するために2年くらい前から検討を開始しまして、他都市の状況、判例などを調べてまいりました。直接背中を押されたのは、昨年、クリーンにいがた推進員の方が暴行を受けるという事件が起こり、これが直接的な動機、早く動かなければいけないということがありました。この件は昨年9月ぐらいでしたか、新聞にも載りました。

このようなことがあったため、先ほど佐藤課長が申しあげたように、市民の皆さまには現認しですぐ通報していただくということにさせていただきたい。あえてそこで市民の方々が直接、持ち去った方に対して注意、声かけをすることによって暴行行為を受けることもあり得ますので、それは避けたいということで、今それを一生懸命周知している最中です。

それから、罰則適用のところをよく読んでいただきますと、持ち去った行為に対してすぐ罰則を適用することはしません。資料3の5に記載しているとおり、4で市長が行った禁止命令に違反した者ということですので、禁止命令書を出してさらに行為を行った場合、つまり次に違反した場合に罰則を適用するということです。現認しただぐその場所で罰則適用ということになりませんので、そこはお間違えのないようにしていただきたい。

したがって、持ち去り行為者に対し、持ち去った行為は罰則が適用されるということをいいたくなるでしょうが、まずはその方を市にお知らせいただく。どんな服を着ていたり、どんな車両を使っていたり、場所はどこ、というようなことをお知らせ願いたいということでございます。その場所ですぐ現行犯逮捕ということはできません。禁止文書を交付した後に違反した者について罰則を適用するということになっており、2回目、3回目の者に対してということになります。このあたりは法律上、条例上の難しいところですので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

菅原会長：ただいまの説明についてご意見、ご質問ございますか。

「ごみ・資源の持ち去り禁止条例について」質問・意見等

椎谷委員：この持ち去る方というのは、持ち去ったものを売るか何かするのですか。

佐藤廃棄物対策課長：そうですね、先ほど少し申しましたが、持ち去るものとしては、燃やせないごみの中に含まれる小型家電のようなものや、あるいはアルミ缶やスチール缶です。特にアルミ缶は高く売れるものですから、それを売却する。それによって生活の糧とか、収入にしている方々が多いです。では、そのあたりがどう流れていくかについて、具体的なルートや受け皿ではないのですが、話として出てくるのは、輸出されているということです。金属関係、アルミ缶などは国内の金属商に売られるということはあるのですが、小型家電のようなものは一部輸出されているという話は聞いております。ただ、それは特定まではできておりませんし、一応そのような話があるというレベルです。

菅原会長：ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。これが施行されるとまた大変になりますね。よろしくをお願いします。

続きまして、次の報告事項として「ごみ減量・リサイクル推進月間について」、事務局から説明をお願いいたします。

「ごみ減量・リサイクル推進月間について」事務局説明

高井廃棄物政策課長：それでは、資料4に基づきまして、ごみ減量・リサイクル推進月間について説明させていただきます。

今年度、10月をごみ減量・リサイクル推進月間と位置づけてさまざまな取り組みを実施する予定にしております。昨年度は新ごみ減量制度開始から2年が経過し、有料化に対する慣れとともに減量意識の減退のおそれもあるということで、6月に実施いたしました。

その後のごみ量の状況をみますと、このような取り組みの成果もあってか、心配されいたリバウンドは生じることもなく推移しております。ただ、減少量は微減傾向となっており、気を緩めると、ごみ量は再び増加に転じる可能性もあると考えています。また、これまでの審議会でもご指摘がありましたが、分別制度の周知が不十分な部分もあり、これを徹底させることと、先ほど事務局説明もありました持ち去り禁止条例の罰則適用とあわせて、これに係る周知を進めていく予定にしております。

それでは、具体的な取り組み内容についてご説明いたします。まず、自治会・町内会へのごみ出しの注意事項のチラシの回覧を依頼する予定にしています。資料4の別紙が、その自治会・町内会への回覧文書となっております。

このペーパーでは、ごみ出しルールの再確認や、さらに、ごみを減らす工夫を記載したアドバイス、持ち去り禁止条例について記載しており、これを市内全自治会・町内会に回覧する予定としております。また、チラシの裏面下部にも記載があるとおり、ごみに関する勉強会等に市職員が出向いて説明する「市政さわやかトーク宅配便」の活用も呼びかけ、希望する団体に対しては積極的に出前講座を実施する予定にしております。

さらに、一昨日、9月25日に新聞折り込みで発行されたサイチョプレスでも、推進月間及び持ち去り禁止の記事を一面に配し、広く市民の皆様への広報を行っているところです。

最後に、資料4の下部に記載の、市職員によるごみ集積場の早朝巡視について説明いたします。

10月11日から28日にかけて16日間にわたり、市職員が市内全2,079自治会・町内会のうち約1,000カ所すなわち約1,000自治会・町内会になりますがを巡視する予定にしています。人員や時間の制限もあり、市内すべての集積場を巡視することはできませんが、各区役所、東西清掃事務所を含め、2人1組、全13班体制で朝7時前から2時間程度の巡視をすることにしています。この巡視では、ごみ出しをされている方への注意喚起や集積場の分別状況確認、持ち去りのチェック、日々集積場に立っていただいているクリーンにいがた推進員の方々からも問題や課題等の聴取を行う予定にしています。昨年も6月に巡視をさせていただいて、約半分ぐらいの1,000カ所を回りましたので、なるべく昨年行かなかったところを今回巡回しようという形で計画しています。説明は以上でございます。

菅原会長：ありがとうございました。それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問はござ

いますか。

「ごみ減量・リサイクル推進月間について」質問・意見等

菅原会長：早朝巡視というのは、1ヵ所どのぐらいの時間をかけてやるのですか。

高井廃棄物政策課長：16日間で各区2日ずつ回る予定にしています。1日で集積場1箇所（1町内会）あたり移動を含めて大体20分ぐらいかける予定です。1町内のごみ集積場を何ヵ所も回るといっていかないので、代表的な集積場を回らせていただきます。巡視の数日前に自治会長さんに電話をかけて、巡視しますということを連絡します。自治会の立ち会いは必要ないのですが、市の職員がうろろうろしていると何をしているのだといわれるので、事前に会長さんにはこういうことをやりますよということを説明しながら回るような形にしております。

菊野委員：この見回り際には、明らかに間違った分別をしているような方がいらっしゃった場合は、注意などはされるのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：その場で見かければ、今日はその日じゃないよとか、そういう話もします。やはり職員が回ることで、皆さん、市もやっているのだなという確認をしていただけますし、私も回ることで、例えば、この地区は結構管理が行き届いているなとか、アパートの多いところは分別がまずいなとか、そういう確認もできます。年に1回くらいはこの月間を通してやりたいと考えています。

坂田委員：この早朝巡視をされた結果を、市民に何らかのかたちで情報提供するというようなことはなさっているのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：昨年度の場合、その結果をまとめて出したという記憶はないのですが、今後、今回の月間を通して気づいたことなどがあれば、サイチョプレスでお伝えしたいと思っています。

それでは、開始から1時間半ほどが経ちましたので、答申書ができ上がるまで軽く休憩ということでいかがでしょうか。

泉環境部長：サイチョプレスをご覧になってご意見などございましたら、お願いします。分かりにくいと言われましたので、今回分かりやすくしたつもりでございます。いろいろとご意見がありましたら、何なりと事務局にお伝えいただけますでしょうか。

休憩

「答申」

高井廃棄物政策課長：答申書の修正が終わりましたので、修正箇所の確認をお願いします。7ヵ所ありました。皆さんにお配りした写しは先ほどと同じで見え消しで印刷しました。カラーでないのが分かりにくいのですが、まず2ページの「新興国」という記載を元に戻しました。

それと、3ページの上の段の巻広域については、「プラスチック製容器包装のモデル収集の取り組みについては、地域住民の努力により再資源化が進んでいる」というかたちでまとめております。

それから、4ページの「取り組み易さを考慮した分別制度のさらなる周知」のところ、2行目に「特に高齢者や単身者、転入者等にとって分かりにくく」ということで、「転入者」を追加しました。

さらに、の農業分野の部分ですが一番最後で「土壌や水質の汚染につながらないよう慎重な処理等に注意すべきである」ということで、以前の文章に戻しております。

6ページの「収集・処理体制の整備」の部分ですが、「施設の統廃合を進めていく必要があると考える」ということで修正しました。また、大規模災害の部分ですが、「組織全体で」ということで、「連携をとり」を削除いたしました。

最後に「おわりに」の部分で、「周知方法」の「方法」をとりながら、最後に「より分かりやすく効果的な対応を望むものである」と訂正をいたしました。

以上で確認ということですのでよろしいでしょうか。よろしければ、答申をお願いします。

菅原会長：新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について（答申）

平成23年5月23日付、新廃政第90号により諮問のありました標題の件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申いたします。

拍手

泉環境部長：ありがとうございました。では、答申をいただきましたので、一言だけお礼の言葉を述べさせていただきます。

今年度は、新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定年度に当たることから、委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ数次にわたり審議会にご参加いただき、誠にありがとうございました。また、先ほど答申をいただきましたが、菅原会長におかれましては、議論をとりまとめていただき、誠にありがとうございました。

平成20年6月の新ごみ減量制度の開始から3年以上が経過いたしましたので、予想を上回る市民の皆様のご理解、ご協力により、ごみ減量化の目標を前倒しで達成することができました。現状においても、リバウンドが生じることなく推移しているところでございます。また、現計画に基づくこれまでの取り組みにつきましても、不十分な点は多々ありましたけれども、手前みそではございますが、一定の評価をいただいたものと思っております。

しかしながら、今後さらなる家庭系ごみの減量と事業系ごみの減量を図り、資源化を進めるためには、この結果に気を緩めることなく、様々な施策を打っていく必要があると考えております。

今回の答申を含め、5月から5回にわたる審議会を開催してまいりましたけれども、委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただき、我々行政マンといたしましては、考えていた以上に様々な気づきの機会をいただいたと感じております。今後、答申に基づき新しい計画を策定するわけでございますが、鋭意作業を進めこの審議会でもいただいた貴重なご意見を参考としながら、市として具体的な施策を検討し、新たな目標を達成するために着実に施策を実行していきたいと考え

ております。

今後ともご指導の程よろしくお願い申し上げます、簡単ではございますが、あいさつにかえさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

菅原会長：最後に総括をということですのでひとこと。通例ですと、審議会は2～3回ということですが、今回は基本計画の改定の答申ということで何回も集まっておいただきまして、本当にありがとうございました。おかげさまで、それなりといたしますか、きちんとした答申ができたのではないかと考えております。というわけで、感謝する次第であります。

少し話題としてふさわしくないかもしれませんが、会長の任を仰せつかって、正確にはこの会議の審議委員になってから10年経ちました。その間、ごみの有料化とか、今の答申について、皆様方のご協力を得ながら着実にこなしていけたと思います。私のような力不足の者が何とかこなしてきたのも、委員の皆様のおかげだと心から感謝しております。

10年にもわたりましたので、次回からは新しい方ということでお話を進めております。まだ再任なさる委員の方もたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ、これまでの方向性の上に、さらにすばらしい委員のもとで循環型の新潟市を築いていただけるように、私も外から応援したいと思っておりますので、あわせて感謝の言葉を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、本日の審議を終了いたします。